

令和元年 1 1 月 2 5 日

電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針

熊本県信用組合

当信用組合は、電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針を以下の通り定めます。

1. 電子決済等代行業者との連携及び協働に係る基本方針

当信用組合は、地域のコミュニティと共に生き、地域経済の発展や、組合員の生活レベルの向上を図っていますが、その一層の促進に向け、電子決済等代行業者との連携及び協働を実施してまいります。

2. 「協同組合による金融事業に関する法律」第6条の5の5第1項の同意有無

当信用組合は、「協同組合による金融事業に関する法律」第6条の5の5第1項に同意し、全国信用協同組合連合会（以下、「全信組連」という。）が締結する電子決済等代行業者と連携を行います。

3. 参照系オープン API の整備の可否・理由及び完了時期

全信組連の「電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針」の記載内容に準じます。

4. 更新系オープン API の整備の可否・理由及び完了時期

全信組連の「電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針」の記載内容に準じます。

5. オープン API に係るシステムの設計、運用及び保守並びにその他の当該整備に係るシステム構築に関する方針

全信組連の「電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針」の記載内容に準じます。

6. 連携及び協働に係る業務を行う部門の名称及び連絡先

担当部署：熊本県信用組合 業務部

電話番号：0 9 6 - 3 5 3 - 1 2 0 0

7. その他参考になるべき情報

全信組連の「電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針」の記載内容に準じます。

以上

令和元年 1 1 月 2 5 日

「電子決済等代行業者に求める事項の基準」に代えての公表事項

熊本県信用組合

当信用組合は、「協同組合による金融事業に関する法律」（以下、「法」という）第 6 条の 5 の 6 第 3 項に基づき、令和元年 1 1 月 2 5 日に公表した「電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針」を踏まえ、法第 6 条の 5 の 4 第 1 項に規定する基準に代えて、下記の事項を公表いたします。

記

1. 当信用組合は、法第 6 条の 5 の 5 第 1 項の同意をしています。
2. 当信用組合を会員とする信用協同組合連合会の名称は以下のとおりです。
全国信用協同組合連合会
担当部署：システム業務部
電話番号：0 3 - 3 5 6 2 - 5 1 9 0
3. 全国信用協同組合連合会の公表する「電子決済等代行業者に求める事項の基準」については、全国信用協同組合連合会のホームページをご参照ください。

以上